

# ふくい駅前宝探しイベント企画運営業務 仕様書

1 委託業務名 ふくい駅前宝探しイベント企画運営業務

2 委託期間 契約締結日から令和3年9月30日(木)まで

3 委託業務概要

(1) 目的

ふくい嶺北連携中枢都市圏(以下「圏域」という。)内の交流人口増加を図るため、圏域内11市町の美しい自然や歴史、文化、食などの地域資源を、JR福井駅周辺で実施する参加・体験型の回遊イベントを通じてPRする。

ふくい嶺北連携中枢都市圏とは、以下の11市町で構成する圏域をいう。

福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町

(2) 内容

当該イベントはJR福井駅周辺において、圏域内11市町の花地域資源のPRを兼ねた参加・体験型のまちなか回遊イベントとし、その概要は以下のとおりとする。

名称 ふくい駅前宝探しイベント

開催日 令和3年7月1日(木)～ 令和3年8月31日(火) 予定

開催場所 福井駅周辺(徒歩で回遊可能な範囲)

参加対象 圏域内外の住民(主に小学生とその保護者)

【参考】

圏域内11市町の花地域資源(例)

福井市	一乗谷朝倉氏遺跡、養浩館、越前海岸
大野市	大野城、おおのの名水、酒
勝山市	恐竜、平泉寺、勝山左義長
鯖江市	眼鏡、繊維、漆器
あわら市	あわら温泉、金津創作の森、果物
越前市	大滝神社・岡太神社、越前和紙、越前打刃物

坂井市	丸岡城、三国湊、東尋坊
永平寺町	大本山永平寺、そば、酒
池田町	冠山、能楽、農村体験
南越前町	河野北前船主通り、今庄宿、ハス
越前町	劔神社、越前水仙、越前かに

4 業務の詳細

ふくい駅前宝探しイベント企画運営業務(以下「本業務」という。)は、イベント内容の企画・運営・設営・広報をはじめ、発注者や関係団体等との連絡調整等イベントに関わる業務一式とする。ただし、次の事項に沿って実施するものとする。

## (1) イベントの企画、運営等

### ゲーム内容の企画

- ・ J R 福井駅周辺を回遊する宝探しイベントを実施すること。
- ・ 参加意欲が高まるタイトル及び実施内容（魅力的なテーマ、ストーリー、キャラクター、謎の設定等）とし、集客を意識した企画とすること。
- ・ メインターゲットを小学生とその保護者とし、楽しみながら圏域内 11 市町の地域資源について理解を深められる企画とすること。

参考：令和 2 年 5 月 1 日時点 圏域内 11 市町 小学生児童数 32,996 人  
小学校数 149 校

- ・ J R 福井駅周辺のまち歩きにつながる回遊ルートやチェックポイントの配置等を企画すること。
- ・ イベントを通じて、参加者が圏域内 11 市町への交流人口になるような要素を盛り込むこと。
- ・ 宝探しを完了した参加者に、参加賞の配布と景品の抽選を行うこと。
- ・ 宝探しの完了報告及び参加賞の配布、景品の抽選をおこなう場所を設置すること。
- ・ 景品は圏域内 11 市町の地域資源に関連した体験・参加型の内容とすること。

### 制作物及び準備物

- ・ 宝箱又はチェックポイント（4 箇所程度）、宝箱又はチェックポイント等へ誘導する地図（4 万部程度）、イベント P R チラシ（4 万部程度）、イベント P R ポスター（200 部程度）、参加賞、景品等の他、その他ゲームの実施に必要なもの。
- ・ 上記の制作物等に必要な情報や写真等については受注者で準備すること。
- ・ 制作物等は電子データによるものも可とする。ただし事業の実施及び運用に影響がない範囲とする。
- ・ イベント P R チラシに地図の情報が含まれる場合、印刷物の兼用することを可とする。
- ・ 地図、イベント P R チラシ、イベント P R ポスターは電子データと印刷物の両方を準備すること。

### 運営及び管理

- ・ 制作物及び準備物の設置、保守及び撤去は受注者が行うこと。また、設置に係る手続き等を行うとともに、その際に費用が発生する場合は受注者が負担すること。
- ・ 制作物の破損等が生じた場合には、速やかに補修・交換を行うこと。
- ・ 参加者に対してアンケート調査を実施し、集計・分析を行った結果を報告すること。なお、回収率を高めるため、配布方法について工夫すること。

## (2) 広報業務

- ・ 制作したイベント P R チラシ、イベント P R ポスターを、発注者が指定する箇所（50 箇所程度）に配布すること。

- ・専用のウェブサイトを作成し、運用すること。
- ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、SNS等を活用した広報計画を立て、集客及び知名度向上のための効果的な広報を実施すること。

### (3) スケジュール管理

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に本業務を実行すること。
- ・進捗状況については、発注者に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

### (4) 事業報告書の提出

事業完了後は事業完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

- 提出物
- ・本業務の実施結果及びその成果を記載した事業完了報告書  
アンケート調査結果、経費内訳書を含む  
紙媒体12部(A4版カラー、簡易製本)、電子データ一式
  - ・写真、映像等履行状況が確認できるもの  
紙媒体12部、電子データ一式
  - ・制作物及びその電子データ一式
  - ・打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
  - ・その他、発注者が指示する関係書類

提出期限 令和3年9月30日(木)

### (5) 留意事項

#### 第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### 安全対策及び許可等の手続き等

- ・イベント開催時にはコロナウイルス感染症対策及び、十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。

#### 関係機関との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては発注者及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受注者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

#### 個人情報の取扱い

- ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として福井市個人情報

保護条例の適用を受けるものとする。

#### 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

#### 賠償責任

- ・疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

#### 成果物に契約不適合がある場合の訂正

- ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。

#### 関係法令の遵守

- ・関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

#### 定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

#### (6) その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、選定された事業者と発注者との協議により、改めて決定する。